

鳥取県災害発生時等における多目的トイレ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「災害発生時等における多目的トイレのレンタルに関する協定書」に基づき配備されたバリアフリーに対応した仮設の多目的トイレ（以下「多目的トイレ」という。）について、災害発生時の避難所やイベント等の会場に設置するための貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象者は次のとおりとする。

- 一 鳥取県の各機関及び市町村の各所属
- 二 鳥取県の後援を受けイベントを行う団体

(貸出手続等)

第3条 多目的トイレを借受けようとする前条の者（以下「申請者」という。）は、要請書兼申込書（様式第1号）に記載の上、イベント等を開催する日の3か月前までに鳥取県福祉保健部障がい福祉課長（以下「甲」という。）に申し込むものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、災害発生時等でその暇がない場合は、口頭での申込みで足りることとする。

(貸出の承認)

第4条 甲は、前条の規定による申込みがあった場合で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、貸出しが適当と認め、第6条に係る県の負担が予算の範囲内であるときには、多目的トイレを貸し出すものとする。

- 一 災害発生時若しくは発生が見込まれる虞がある場合であって、トイレがバリアフリー化されていない避難所に障がい者が避難せざるを得ないと見込まれるとき。
- 二 概ね100名以上の参加者が見込まれるイベント等に使用するとき。
- 2 申込みが重複する場合は、より多くの障がい者の参加が見込まれるものを優先するものとする。
- 3 甲は、多目的トイレの貸出しを承認したときは申請者にその旨を様式第2号若しくはその暇がないときは口頭により通知するものとする。

(貸出期間等)

第5条 多目的トイレの貸出期間は、イベント等で実際に稼働させる日のほか、借受及び返還に要する日を加えるものとする。

(費用の負担)

第6条 多目的トイレの設置運搬に係る費用は、県の負担とする。

- 2 多目的トイレを稼働させるため使用する電気、水道、トイレットペーパー等の消耗品及びし尿を収集処理する経費についてはすべて多目的トイレを借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担とし、返還時には多目的トイレに附属する汚水タンク内のし尿を全て処分しておくものとする。
- 3 設置中の多目的トイレについて、借受者に過失のある場合の故障等については、その修繕に要する費用はすべて借受者において負担するものとする。

4 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 多目的トイレを借り受けた者（以下「借受者」という。）は、多目的トイレを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消)

第8条 甲は、借受者が前条の規定に違反した場合のほか、災害発生により多目的トイレを緊急に他の者に貸し出す必要が生じたときは、第4条による承認を取り消し、直ちに返還させることができるものとする。

(事故報告等)

第9条 借受者は、事故又は故障が生じたときは、遅滞なく、その旨を甲に報告しなければならない。

(注意事項)

第10条 借受者は、別添の「使用上の注意事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、甲が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

使用上の注意事項

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

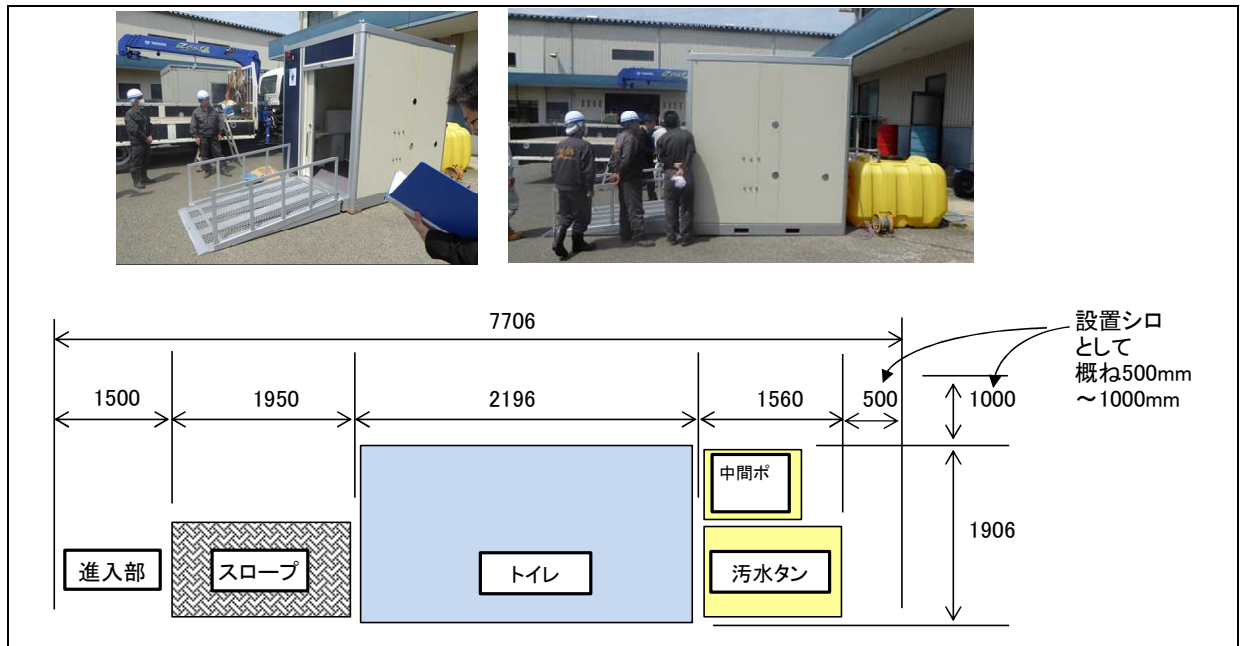
多目的トイレを使用されるときは、以下の点にご注意ください。

■設置について

- 1 トラックで運んできますので、トラックの進入路についてご配慮ください。

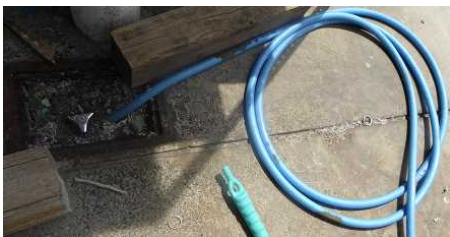


- 2 多目的トイレを設置する箇所は、段差が無い場所としてください。
- 3 多目的トイレのスケールは下図のとおりです。設置のため、概ね約8m×3m以上のスペースが必要です。



■必要となる設備について

- 1 多目的トイレを稼働させるため、100V電源1口及び水道の蛇口をご準備ください。蛇口は一般的な蛇口で構いません。



- 2 トイレトペーパーは主催者でご準備ください。
- 3 トイレ稼働に必要な電気代、水道代は主催者でご負担ください。

■ し尿の処理について

- 1 トイレの洗浄に際し1回あたり約1.5リットル程度を使用します。(洗浄水0.8リットル+し尿の量+手洗水)
- 2 オストメイト用洗浄水は、個人差があるものの概ね約10～20リットル程度が必要と思われます。
- 3 汚水タンク容量は1000Lですが、溢水を防ぐため、8割方貯水しましたら収集処理してください。
- 4 し尿の収集運搬は、市町村から一般廃棄物処理業等の許可を受けたし尿収集運搬事業者が収集します。市町村が許可したし尿処理運搬業者については、市町村担当課にお問合せください。
- 5 し尿の収集処理手数料は主催者でご負担ください。各市町村によって金額は異なっておりますが目安としては200円/18リットルです。4と併せて各市町村担当課にご確認ください。

鳥取市環境下水道部生活環境課

電話0857-20-3217

米子市市民環境部環境政策課

電話0859-23-5259

倉吉市産業環境部環境課

電話0858-22-8168

境港市建設部下水道課浄化センター

電話0859-45-0304

(様式第1号)

バリアフリーに対応した仮設の多目的トイレ貸出要請書兼申込書

年 月 日

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長 様

住 所
申請者
氏 名 印

(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

バリアフリーに対応した仮設の多目的トイレの貸出を希望しますので、下記のとおり要請(申込)します。

記

引渡希望日時	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日時	年 月 日 午前・午後 時
設置場所	
設置目的	・災害時避難所設置のため ・イベントにて使用するため (イベント名称) (イベント内容) ※行事内容の分かる資料等(企画書、チラシ等)を添付してください。
利用見込人数	人 (うち障がい者 人) ※避難所利用見込人数又はイベント参加見込人数を記載してください。
担当者連絡先	所属(役職) ・氏名 ・電話番号 ※引渡日に、設置場所にて、本多目的トイレの設置場所の指示、設置確認をしていただける方の職氏名・電話番号を記載してください。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

(申請者) 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長

バリアフリーに対応した仮設の多目的トイレ貸出承認（通知）

年 月 日付けにより申請のありましたバリアフリーに対応した仮設の多目的トイレの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

- 1 貸出期間 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで
- 2 貸出場所
- 3 貸出条件
鳥取県災害発生時等における多目的トイレ貸出要綱及び使用上の注意事項を遵守すること。